

関係各位

(一社) 滋賀県LPガス協会

令和8年度 東近江市LPガス料金負担軽減支援事業 要領・手引書等の送付 2026年12月対象

1. 東近江市在住の方を対象とした値引き支援事業が実施されます
12月検針分の値引きとなります。ご協力お願いいたします。

滋賀県の値引き支援事業にご協力いただいた販売店の皆様に今回の東近江市の値引き支援事業の要領および手引書・申請時にかかる様式等を送付させていただきます。

東近江市在住のお客様をお持ちの販売店の皆様は、次の2. をご参照いただき、滋賀県同事業と同様の申請をお願いいたします。

要領や手引書等でご不明な点がございましたら滋賀県LPガス協会事務局までお願いいたします。

2. 東近江市の値引き支援事業につきましても、まず最初に、申請書3点セットのご提出をお願いいたします。

東近江市の値引き支援事業も、まずは申請をしていただく形になります。申請は、申請書(様式第1)と消費者一覧と料金表の3点のご提出をお願いいたします。申請書等が届き次第、協会より交付決定通知書を郵送いたします。交付決定通知書受領後12月度の検針より値引きの開始をお願いいたします。

ご提出いただく書類 次の3点になります

- 申請書(様式第1)・・・原紙は同封しております

要領P13~14 および手引書のP11~12 又はこの用紙P6~7をご参照下さい。

※様式第1は2ページあります。項目が1~8までありますのでご注意ください。

- 一般消費者等の一覧(様式第1-1 任意様式可)

要領P15 および手引書P13 又はこの用紙P8をご参照下さい

※できるだけExcel等のデータにてご提出をお願いいたします。

- 標準的料金メニュー表

送付方法 次のいずれかの方法でお送りください

- ・ 支援金専用メールアドレスへ添付送信
shienjigyo@shiga-lpg.or.jp
- ・ 同封のレーターパックにて協会へ郵送
※今回ご利用になれない場合、次回等にご利用ください。
- ・ FAX送信 FAX 番号：077-523-2884
- ・ 協会事務所にご持参

3. 東近江市の値引き支援事業の主な注意点

対象月：12月検針分の1か月対象

値引額：対象月上限770円(税込み)

対象者：東近江市のご家庭および業務用のLPガスのお客様

※東近江市のお客様の12月検針した料金より上限770円(税込)を値引きしていただきます。12月に検針し料金が発生したお客様が対象となります。前月までお客様であったかどうかは関係ありません。

※上限が税込み770円となりますので、その金額の料金に満たないお客様へは請求額が値引き額となります。

販売事業者への事務手数料：

値引きをした東近江市のお客様数×300円【上限1,200,000円】

※12月検針の東近江市のお客様数に対して300円を掛けた金額が手数料となり、精算時に値引き支援額と同時に振り込みます。

消費者一覧表(様式1-1及び7-1)はExcelデータ等をお願いします

※Excelデータ等が時間短縮になります。ご協力お願いいたします。

4. 様式類は、協会HPのトップページの滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業のボタンの下に【東近江市LPガス料金負担軽減支援事業】のボタンを近日中にアップする予定です

ダウンロードにてご利用の場合は、少しお待ちいただきますようお願いいたします。それまでの間は、同封の用紙をご活用いただくか、メールで送らせていただきますので必要な方はメールにてご希望ください。よろしくお願いいたします

5. 東近江市の値引きお知らせチラシについて

値引きお知らせチラシ(A5 縦型両面カラー)が必要な方は、同封のチラシ発注書にて必要な枚数等をご記入いただき、FAXにて送付ください。郵送させていただきます。

P14~15 または同封の現物チラシをご参照下さい。

必要数は P16 または同封のチラシ発注書をご利用ください

6. 東近江市の値引き説明文書について

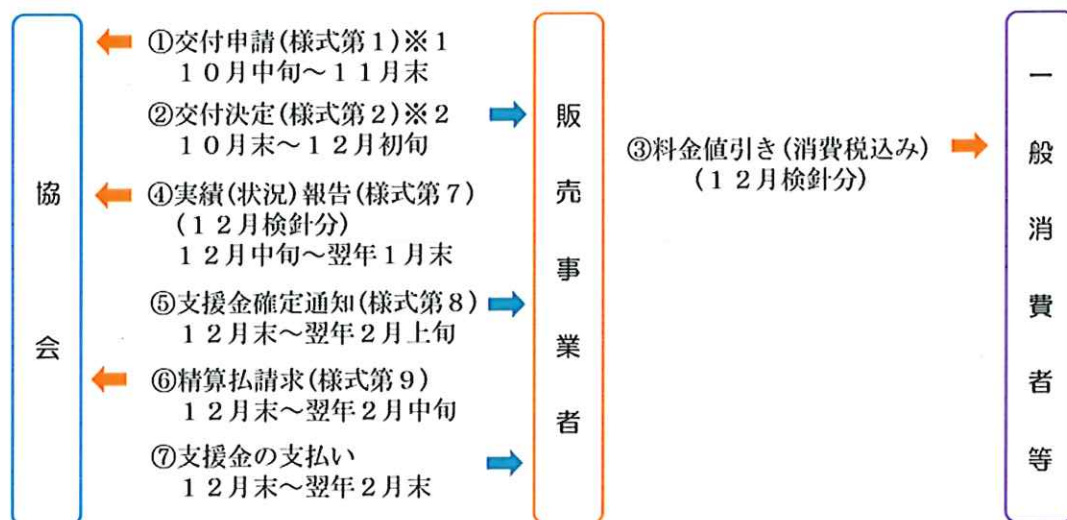
同封の値引き説明文書(A4 用紙 10 分割)はお客様へ請求書送付時等、必要な場合にコピー等にてご対応お願いいたします。

値引き説明文書：この用紙 P13 をご参照下さい。原紙は同封しています

7. 東近江市值引き支援金事業の流れについて

手引書 P3 又は下図をご参照ください

①交付申請書類一式（申請書・消費者一覧・料金表）をいただいた後、②交付決定通知書を皆様へ送付いたします。その後、③料金の値引き（12月検針分税込上限 770 円）→④12月検針値引き分の実績報告書提出→⑤支援金額確定通知書送付→⑥精算払い請求書提出→⑦精算金額を皆様へ振込み



※1：申請は、11月30日まで随時受付

※2：値引きは「②交付決定」を受けてから行うこと。交付決定を受けない値引きには、支援金を交付できません。

8. 交付決定通知書を郵送します。②→③

要領 P16 および手引書 P14 又はこの用紙 P9 をご参照下さい

申請書をいただいた皆様に交付決定通知書を郵送します。郵送時同封の説明文書等をご確認いただき、12月検針分より値引きを開始してください。値引き後、12月の実績（状況）報告書【様式7】等3点（9. 参照）をご提出ください。

9. 実績(状況)報告書【様式7】時にご提出いただく書類 ④

次の3点になります。12月値引き後、提出いただく書類となります。

○実績(状況)報告書【様式7】

要領P21～22 および手引書のP17～18をご参照下さい

※様式第7は2ページあります。項目が1～3と留意事項欄がありますのでご注意ください。

○値引き実績の内容を証する書面

値引きを行った一般消費者の一覧(様式第7-1)

要領P23 および手引書P19をご参照下さい

※実績(状況)報告書[様式7]内の3の項目に①～③を選択とあり、②を選択された方がこの様式第7-1の一覧表となります。
できるだけExcel等のデータにて、ご提出をお願いいたします。

○10件の消費者の請求書または検針票の写し

※様式第7の2枚目の※2にて説明文があります。

実績(状況)報告書【様式7】と一緒にご提出お願いいたします。

※要領や手引書等には、実績報告書後に協会事務局より無作為に指定する形となっていますが、実績報告書と同時にご提出ください。

10. 東近江市支援金額確定通知書を送付します。⑤

要領P24 および手引書P20をご参照下さい

12月の実績(状況)報告書【様式7】をいただいた後、支援金が確定しますので、東近江市值引き支援事業の額の確定について通知書【様式8】を送付させていただきます。

11. 精算払い請求書【様式第9】のご提出 ⑥

要領P25 および手引書P21をご参照下さい

東近江市支援金額確定通知書に基づき、精算払い請求書【様式第9】を作成いただきFAX又はメールにてご提出いただきます。

・支援金専用メールアドレス shienjigyo@shiga-lpg.or.jp

・FAX番号：077-523-2884

※精算払い請求書【様式第9】をご提出いただいた後でも支援金(値引額等)の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了解ください。

※概算払い請求をされた方は、精算払い請求書【様式第9】に必ず概算払いを受けた額のご記入をお願いいたします。

1 2. 東近江市値引き支援金のお支払いについて ⑦

精算払い請求書が協会事務局に届きましたら、審査後、精算払い請求書に記載されている口座に振込みをさせていただきます。

このお支払いにて東近江市値引き支援事業は終了となります。

※支援金をお支払いした後も支援金（値引額等）の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了承くださいますようお願いいたします。

1 3. 変更承認申請書【様式3】について

要領 P17 および手引書 P15 又はこの用紙 P10～11 をご参照下さい
申請時の一般消費者等の数から30件以上増加した場合は、変更承認申請書【様式3】をご提出いただきます。

該当の場合、ご提出いただく書類 次の2点になります

○変更承認申請書（様式第3）

※様式第3は1ページのみです。記入項目は1～3までとなります。

○一般消費者等の一覧（様式第1-1 任意様式可）

1 4. 概算払い請求書【様式10】について（任意）

概算払い（前もって概ねの値引き資金を請求できる制度）をご希望の事業者様につきましては、決定通知書が届き、11/18以降に概算払い請求書を出していただく事が可能になります。

概算払い請求は必ずやらなければならないものではありません
ご希望の方になります。12月の事業終了後の精算にて一括で支援金額および手数料を受け取られる方は必要がありません。

事業終了後の精算金額のお支払いにつきましては12月末～2月末になるかと思われます。ご了承ください。

概算払い請求時にご提出いただく書類 次の1点になります

○概算払い請求書（様式第10）・・・原紙は同封しております

要領 P26・手引書 P22 又はこの用紙 P12 をご参照下さい。

FAXまたはメールでご提出ください。

送信手段 郵送

L P ガス協会支援金担当 駒井・山口・橋爪

令和8年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 東近江エルピーガス販売株式会社
代表取締役 東近江 太郎
住所 東近江市八日市緑町●番●号

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金 交付申請書

LPガス料金負担軽減支援金の交付を受けたいので、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、要領の別紙1または別紙2のいずれかに該当する事実が判明したときは、交付決定後であっても補助金の一部または全部が受給できなくなることに加え、債権回収、賠償請求の実施または刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

1 販売事業登録番号 25A0523（☒液化石油ガス法登録 ☐ガス事業法登録）

2 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 460件

3 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

様式第1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」のとおり※1

※1：様式の内容が記載されているものであれば、任意様式でも可。できるだけ電子データ（エクセルファイル）で提出

4 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
12月	12月	770円

5 標準的な料金メニュー 別紙のとおり※2

※2：液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（平成29年2月22日 資源エネルギー庁 資源・燃料部）3(1)に規定されるもの等

様式第1（第5条関係）

6 要領に基づく値引きを行う一般消費者等（☑のものが該当）

- ☒ 一般消費者等のLPガス消費地は、全て東近江市内である。
- ☒ 一般消費者等のLPガス消費の態様が、液化石油ガス法第2条第2項に規定する、生活の用または生活の用に供する場合に類似している者である。
- ☒ 一般消費者等は、全て体積販売（ガスメーター）により供給を受ける者である。
- ☒ 1月に2回以上値引きを行う一般消費者等はいない。
- ☒ 一般消費者等に、国および地方公共団体の庁舎が含まれない。
- ☒ 一般消費者等は、値引き対象となる検針月に、LPガスの販売契約を締結している者である。

7 制約事項、同意事項に関する確認および同意

- ・要領の別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙2「不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項」の内容を確認し同意します。
- ・要領の別紙3「LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項」の内容を確認し同意します。

8 連絡担当者（送付物はこちらにお送りさせていただきます）

氏 名 東近江 一郎
所 属 東近江エルピーガス販売株式会社 東近江営業所
所属先住所 〒527-8527 東近江市八日市緑町●番●号
電話番号 0748-24-1234 FAX 番号 0748-24-1457
メールアドレス ●●●●●@●●●●.jp

要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧

番号	値引き対象者の氏名または名称	LPガスを消費する所在地
1	東近江太郎	東近江市八日市緑町●番●号
2	東近江一郎	東近江市五個荘日吉町●●番地
3	東近江花子	東近江市甲津畑町●●番地
4	東近江道子	東近江市川合町●●番地
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

<参考> 滋賀県LPガス協会→販売事業者

滋LP協第〇〇〇号
令和8年□月□□日

〇〇販売事業者様

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金 交付決定通知書

令和8年●月●日付けで申請のあった標記支援金については、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第6条の規定により、次のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定の内容

(1) 要領に基づく値引きを行う一般消費者等の数 460 件

(2) 要領に基づく値引き額および期間

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
12月	12月	770円

2 留意事項

(1) 交付決定内容の変更

上記1の交付決定された内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更の申請を行い、承認を受けなければならない。なお、一般消費者等の数については、30件以上増加する場合にのみ変更の承認を要するものとする。

(2) 実績（状況）報告

要領に基づき値引きを実施したときは、値引きを行った月ごとに要領第12条または要領第13条の規定に基づく様式第7による実績（状況）報告書を提出する。

(3) 概算払請求

実績報告前に支援金が必要となる場合には、要領第15条の規定に基づく様式第10による概算払請求書を提出する。

(4) 支援金の返還

概算払を受けた支援金の額が、支援金の確定額を超える場合は、要領第14条の規定に基づき、協会が指定する期日までに返還する。

令和8年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 東近江エルピーガス販売株式会社
代表取締役 東近江 太郎
住所 東近江市八日市緑町●番●号

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金 変更承認申請書

交付決定通知書の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和8年□月□□日付け滋LP協第○○○号で標記支援金の交付決定の通知があった事業について、その内容を変更したいので、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領（以下「要領」という。）第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容（☒のものが該当）

☒ 交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数について30件以上の増加

変更後の値引きを行う一般消費者等の数 490件

※変更後の様式1-1「要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧」を添付

☐ 交付決定を受けた値引き額または期間の変更

検針月	請求月	1件あたり値引き額 (消費税込み)
12月	月	円

2 変更の年月日 令和●年●月●日

3 変更の理由 LPガス販売契約を締結したため

要領に基づく値引きを行う一般消費者等の一覧 (変更)

番号	値引き対象者の氏名または名称	LPガスを消費する所在地
1	東近江太郎	東近江市八日市緑町●番●号
2	東近江一郎	東近江市五個荘日吉町●●番地
3	東近江花子	東近江市甲津畑町●●番地
4	東近江道子	東近江市川合町●●番地
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

令和8年●月●日

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長 様

名称 東近江エルピーガス販売株式会社
代表取締役 東近江 太郎
住所 東近江市八日市緑町●番●号

令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金 概算払請求書

令和8年□月□□日付け滋LP協第○○○号で標記支援金の交付決定の通知があった事業について、令和8年度東近江市LPガス料金負担軽減支援金交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 343,000円

490件 × 770円 ÷ 1.1
一般消費者等の数 値引き額 消費税率

2 概算払請求額の根拠

概算払請求を希望する値引き対象月 (☒ が今回対象)	☒ 12月検針分
値引きを行う一般消費者等の数	490件/月

3 概算払額の振込先

金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
預金種別 (☒ が該当)	☒ 普通預金 ・ ☐ 当座預金		
口座番号	●●●●●●●●		
(フリガナ) 口座名義	ヒガシオミエルピーガス販売株式会社 代表取締役 東近江 太郎		

- (備考) 1 概算払請求は、次回検針分を請求するものとする。
- 2 概算払請求額は、概算払いを希望する値引き対象月数に、交付決定を受けた値引きを行う一般消費者等の数および1件あたりの値引き額を1.1で割り戻した額を乗じたものを超えないものとする。

[illegible]

令和8年度 東近江市LPガス料金
負担軽減支援事業のお知らせ

2026年12月
対象

LPガスを お使いの皆様へ

国際情勢を背景とした資源、エネルギー価格の高騰により国内の物価上昇が続いています。東近江市内の多くの家庭でご利用いただいているLPガス料金も輸入価格や配送コストの上昇による影響を受けていることから、東近江市では国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、

市民の皆様の負担軽減策として
ご家庭や飲食店等の業務用にLPガスをお使いのお客様のLPガス料金を

1メートルあたり12月(検針分)770円(税込)
を上限として値引きを行います。



料金値引き額と方法

ご契約件数1件につきガス料金の請求額から12月検針分より上限770円(税込)を差し引いた料金の請求となります。

※ご請求額が12月770円未満のお客様の値引き額は、請求額と同額になります。※値引額は、検針票、請求書に記載する場合とお支払い時の差し引きで対応させていただく場合があります。詳しくはお取引先のガス販売店にお問合せください。

対象となるお客様

東近江市のご家庭
および飲食店などの
業務用としてLPガスをお
使いのお客様。

※質量販売、国および地方公共団体、
工業・農業用など高圧ガス保安法上の
消費者は対象外となります。



個別供給の
お客様



集団供給の
お客様



コミュニティー
ガス団地の
お客様



対象期間

**2026年12月
(検針分)**

が対象となります。



お客様からの申請手続きは不要です。

LPガス販売事業者が対象期間のガス料金から値引きを行いますので、国、県、市町や（一社）滋賀県LPガス協会からお客様への口座に値引き額が振り込まれることはありません。



LPガス販売事業者以外からの補助金の交付を装った連絡にはご注意ください。



ご不明な点がございましたら、お取引されているLPガス販売店、または、（一社）滋賀県LPガス協会までお問合せください。



お問合せ先

環境にやさしいLPガスで安心ライフ



LPガス
人と地球にスマイルを

（一社）滋賀県LPガス協会

〒520-0807

大津市松本一丁目2-20

（滋賀県農業教育情報センター内）

TEL (077) 523-2892(代)

FAX (077) 523-2884

2026 年 月 日

滋賀県 L P ガス協会 宛 FAX 番号：077-523-2884

東近江市値引き支援事業 チラシ発注書

お客様に配布するチラシが必要な方はこの用紙を滋賀県 L P ガス協会まで F A X にてご連絡ください。

※東近江市該当件数は把握ができていないため、チラシは発注書到着後に送付させていただきます

1. 東近江市値引き支援事業チラシ必要部数

_____部

2. 東近江市内消費者数（メーター数）

_____戸

3. 送付事業所

販売事業者名_____

ご担当者名_____

〒_____

住所_____

電話番号_____

F A X 番号_____